

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 自衛隊法施行令の一部改正（第一条関係）

専門的な知識経験を有する隊員の育成に相当の期間を要するため、部内で確保することが一定の期間困難である場合等に準ずる場合として政令で定める場合の規定に自衛官を加えること。（第五十三条の二関係）

第二 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正（第二条関係）

特定任期付職員である自衛官に支給する俸給等に関し必要な事項を定めること。（第十条、第十条の二、第十二条、第十二条の三、第二十七条及び別表第八関係）

第三 自衛隊員倫理規程の一部改正（第三条関係）

特定任期付職員である自衛官の一部を管理監督者である隊員に加えること。（第七条関係）

第四 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正（第四条関係）

特定任期付職員である自衛官の一部を研究公務員に加えること。（第二条関係）

第五 施行期日（附則関係）

この政令は、令和六年十月一日から施行すること。